				るものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				(2)　特定限定許可を受けようとする場合　事業計画に記載された取扱数量の貨物を当該事業計画に記載された事業の実施期間に処理し得る施設及び労働者
	三　はしけ運送事業	イ　業務の範囲に条件が付されていないはしけ運送事業	(イ)　一種港	十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			(ロ)　二種港及び三種港	当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第三号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及びはしけ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		ロ　その他のはしけ運送事業	(イ)　一種港	五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			(ロ)　二種港及び三種港	(1)　次に掲げる場合以外の場合 当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第三号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及びはしけ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 (2)　特定限定許可を受けようとする場合　事業計画に記載された取扱数量の貨物を当該事業計画に記載された事業の実施期間に処理し得る施設及び労働者

				数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
	はしけ運送事業	業務の範囲に条件が付されていないはしけ運送事業	一種港	十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			二種港及び三種港	当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第三号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及びはしけ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		その他のはしけ運送事業	一種港	五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			二種港及び三種港	当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第三号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及びはしけ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者